

目 次

◎会議録第1号（5月2日）議案説明・質疑

開 会	4
町長挨拶	4
開 議	4
日程第1	会議録署名議員の指名 4
日程第2	会期の決定 4
日程第3	報告第3号 専決処分の報告について（江川住宅外壁改修工事（1・2棟）変更請負契約の締結について（専決第4号）） 4
日程第4	議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）（専決第5号）） 6
日程第5	議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（松前町税条例の一部を改正する条例（専決第6号）） 7
日程第6	議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決第7号）） 9
日程第7	議案第37号 松前総合文化センター中規模改修建築主体工事変更請負契約の締結について 11
閉 議	15
町長挨拶	15
閉 会	16

令和7年第2回松前町議会臨時会会議録

令和7年5月2日第2回臨時会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 重松知之	2番 池内邦仁	3番 池田幸子
4番 西村元一	5番 渡部恵美	6番 曾我部秀司
7番 住田英次	8番 田中周作	9番 城村トキ子
10番 影岡俊範	11番 稲田輝宏	12番 村井慶太郎
13番 藤岡 緑	14番 加藤博徳	

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田 中 浩 介
副 町 長	徳 居 芳 之
教 育 長	足 立 一 志
総 務 部 長	大 川 康 久
保健福祉部長	金 子 貴 徳
産業建設部長	山 田 善 仁
出 納 局 長	仙 波 晴 樹
教育委員会 事務局 局長	住 田 民 章
総 務 課 長	平 村 展 章
財 政 課 長	中 村 明 博
税 務 課 長	塩 梅 敬 介
危機管理課長	金 子 裕 之

町民課長	渡辺 司
福祉課長	佐藤 真一
保険課長	楠田 洋子
子育て支援課長	大西 雅弘
健康課長	渡部 直樹
まちづくり課長	大政 邦弘
産業課長	大塚 英輔
会計課長	田中 俊臣
会計課技監	永井 仁
学校教育課長	柏原 正
社会教育課長	三原 三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	田中 志延
議会事務局 書記	坂本 礼子

令和7年第2回松前町議会臨時会

議 事 日 程 表

No. 1

	令和7年5月2日（金）	午前10時00分	開議
	開 会		
	町長挨拶		
	開 議		
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	会期の決定		
日程第3	報告第3号	専決処分の報告について（江川住宅外壁改修工事（1・2棟）変更請負契約の締結について（専決第4号））	
上程	報告	質疑	
日程第4	議案第34号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）（専決第5号））	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第5	議案第35号	専決処分の承認を求めることについて（松前町税条例の一部を改正する条例（専決第6号））	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第6	議案第36号	専決処分の承認を求めることについて（松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決第7号））	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第7	議案第37号	松前総合文化センター中規模改修建築主体工事変更請負契約の締結について	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
	閉 議		
	町長挨拶		
	閉 会		

午前10時0分 開会

○議長（住田英次） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年第2回松前町議会臨時会を開会します。

町長より招集の挨拶があります。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

本日、臨時の町議会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変御多忙の中を御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会には、報告案件1件、専決処分の承認3件、その他議決を求めるもの1件、合わせて5件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で説明を申し上げたいと思います。御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 挨拶が終わりました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

2番池内邦仁議員、3番池田幸子議員、以上両議員を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（住田英次） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員会で協議の結果、本日1日限りで決定しました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りで決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第3 報告第3号 専決処分の報告について（江川住宅外壁改修工事（1・2棟）変更請負契約の締結について（専決第4号））（上程、報告、質疑）

○議長（住田英次） 日程第3、報告第3号専決処分の報告について（江川住宅外壁改修工事（1・2棟）変更請負契約の締結について（専決第4号））を議題とします。

提出者の報告を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の3ページをお開きください。

報告第3号について報告いたします。

江川住宅外壁改修工事（1・2棟）について、契約金額を減額する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により、専決第4号として4ページのとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

内容につきましては、永井会計課技監に説明をさせます。

○議長（住田英次） 永井会計課技監。

○会計課技監（永井 仁） 報告第3号について補足して説明させていただきます。

参考資料より説明させていただきます。

参考資料3ページを御覧ください。

施工場所は伊予郡松前町大字筒井です。当初契約日は令和6年8月8日、変更契約日は令和7年3月21日で、当初請負金額1億758万円から変更請負金額1億607万3,000円と150万7,000円減額したものです。

変更の概要といたしましては、外壁の調査を行った結果、改修箇所が減となったものです。詳細な内容を次のページに示しております。1・2棟合わせてひび割れ補修箇所が38.2平米増えたものの、モルタルの浮き補修が1・2棟合わせて354平米から169.7平米と184.3平米、爆裂補修箇所が7.6平米と減になったものです。5ページ、6ページに立面図を示してあります。

以上です。

○議長（住田英次） 提出者の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 1つお伺いしたいんですけどね、この減額の単価設計、誰がこれを積算したんですかね。

○議長（住田英次） 大政まちづくり課長。

○まちづくり課長（大政邦弘） 失礼します。設計につきましては、まちづくり課のほうの営繕係の宮内という者が設計しております。

（12番村井慶太郎議員「分かりました」の声あり）

○議長（住田英次） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) これで質疑を終わります。

報告第3号を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)(専決第5号))  
(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第4、議案第34号専決処分の承認を求めることについて(令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第6号(専決第5号))を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議案書の5ページをお開きください。

議案第34号について提案理由を申し上げます。

国民健康保険療養給付費負担金について、令和7年3月請求分の支払いに不足が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第6号を専決第5号として6ページのとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、楠田保険課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長(住田英次) 楠田保険課長。

○保険課長(楠田洋子) 議案第34号専決第5号について補足して説明いたします。

議案書の7ページをお願いします。

補正予算の額は、歳入歳出それぞれ826万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億9,405万8,000円とするものです。

初めに、歳出について御説明いたします。

15ページをお願いします。

2款1項1目療養給付費、補正額826万5,000円の増は、国民健康保険の被保険者が受けた医療に対する保険者負担金に不足が生じたため、負担金を増額するものです。

次に、歳入については14ページをお願いします。

3款1項1目保険給付費等交付金、補正額826万5,000円の増は、療養給付費の財源となる県からの普通交付金になります。

以上で補足説明を終わります。

○議長(住田英次) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第34号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定しました。

~~~~~

日程第5 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（松前町税条例の一部を改正する条例（専決第6号））（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第5、議案第35号専決処分の承認を求めることについて（松前町税条例の一部を改正する条例（専決第6号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の17ページをお開きください。

議案第35号について提案理由を申し上げます。

令和7年3月31日に地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、松前町税条例を緊急に改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、松前町税条例の一部を改正する条例を専決第6号として18ページのとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、塩梅税務課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（住田英次） 塩梅税務課長。

○税務課長（塩梅敬介） 失礼します。議案第35号専決第6号について補足して説明いたします。

議案書は18ページから改正条例を、参考資料は7ページから概要を記載しております。

今回の改正は令和7年度税制改正によるもので、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年7月31日に公布され、令和7年4月1日から施行される改正部分について、松前町税条例の一部を緊急に改正する必要性が生じたため、専決処分を行いました。御報告し、承認を求めるものです。

参考資料のほうで改正の概要を説明いたします。

参考資料の7ページ、主な改正の概要の表のうち、4段目、5段目の第82条、第89条第2項の改正は軽自動車税種別割に係るもので、道路交通法施行規則が改正され、二輪のもので総排気量0.125リットル以下で最高出力4.0キロワット以下に制御した車両が従来の原付免許で運転できる新基準原付として追加されたことから、軽自動車税の種別割区分に新たに新基準原付を追加し、税率を2,000円とする規定を追加しています。

次に、6段目、第90条第2項及び第3項の改正では、身体障がい者等に対する軽自動車税種別割の減免申請について、マイナ運転免許証の運用開始に伴う規定の整備を行っています。

次に、8ページ1段目の附則第10条の3の改正は、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から市町村に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても当該減額措置を適用することができる規定を追加しています。

このほかの改正は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例が引用する条文の項ずれの対応、規定の整備等、所要の改正を行っています。

なお、この条例の施行日は令和7年4月1日です。

また、議案書24ページの附則第2条及び第3条において経過措置を規定しています。

以上で議案第35号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第35号を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定しました。

~~~~~

**日程第6 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(専決第7号))(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)**

○議長(住田英次) 日程第6、議案第36号専決処分の承認を求めることについて(松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(専決第7号))を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議案書25ページをお開きください。

議案第36号について提案理由を申し上げます。

令和7年3月31日に地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、松前町国民健康保険税条例を緊急に改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決第7号として26ページのとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、塩梅税務課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(住田英次) 塩梅税務課長。

○税務課長(塩梅敬介) 失礼します。議案第36号専決第7号について補足して説明いたします。

議案書は26ページから改正条例を、参考資料は9ページに概要を記載しております。

今回の改正は令和7年度税制改正によるもので、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日に施行されることから、松前町国民健康保険税条例の一部を緊急に改正する必要性が生じたため、専決処分を行いました。御報告し、承認を求めるものです。

議案書を御覧ください。

今回の改正は、第2条では、課税限度額のうち基礎課税額の限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を24万円から26万円に引上げを行っています。

次に、第23条では、第2条の改正に伴う改正と、低所得者に対する国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、5割軽減では軽減基準額を29万5,000円から30万

5,000円に、2割軽減では軽減基準額を54万5,000円から56万円に引き上げる改正を行っています。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行となり、令和7年度分以後の国民健康保険税から適用となります。

以上で議案第36号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） これ、年度の最初に4月1日から施行ということなんやけど、前もって分かってなかったのかね。こんな急にやられるとどこの自治体も多分あれすると思うけど、前もってこういうふうな情報というんは入ってなかったんですか。

○議長（住田英次） 塩梅税務課長。

○税務課長（塩梅敬介） 失礼します。税制改正につきましては例年、今回のケースでいいますと令和6年12月のほうで閣議決定等されておりまして、情報のほうはそちらのほうで入っております。ただ、法律及び法令のほうが改正がないことには条例のほうも改正できませんので、タイミングとしては今の時期になります。

以上です。

（12番村井慶太郎議員「分かりました」の声あり）

○議長（住田英次） よろしいですか。

（12番村井慶太郎議員「はい」の声あり）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第36号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定しました。

~~~~~

日程第 7 議案第37号 松前総合文化センター中規模改修建築主体工事変更請負契約
の締結について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第 7、議案第37号松前総合文化センター中規模改修建築主体工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書29ページをお開きください。

議案第37号について提案理由を申し上げます。

松前総合文化センター中規模改修建築主体工事変更請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、永井会計課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 永井会計課技監。

○会計課技監（永井 仁） 議案第37号について補足して説明させていただきます。

参考資料より説明させていただきます。

参考資料11ページを御覧ください。

請負業者はまさき建設株式会社です。変更内容といたしまして、変更前契約金額 1 億 1,220万円を変更後契約金額 1 億3,161万9,000円と1,941万9,000円増額するものです。あわせて、工期を令和 6 年 9 月26日から令和 7 年 9 月30日としていたものの竣工日を令和 7 年11月28日と59日間延長するものです。

変更の概要といたしまして、足場設置後に外壁の調査を行った結果、改修箇所が大幅に増加することとなったものです。

詳細な内容につきましては、次のページ、12ページを御覧ください。

当初、調査の結果では、外壁の改修をタイルのひび割れ部分5,500枚の取替えとして予定していたものを、足場設置後に調査を行った結果、1 万8,500枚と 1 万3,000枚の大幅な増となったものです。

なお、改修箇所については、下の図のとおり、特に危険の大きい箇所を重点的に行うこととしております。

次のページ、13ページから16ページに調査結果の立面図を示しております。

以上です。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 度々すいません。

増加になったこの積算は、誰がされたんですか。

○議長（住田英次） 永井会計課技監。

○会計課技監（永井 仁） 担当課、まちづくり課で行っております。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 今、まちづくり課と言うたんやけど、この間全協で言うたらこの積算に80万円かかっという話やけど、職員がして80万円お金がかかるわけ。5,000枚のいうたら目視でやったんは150万円かかりました。小っちゃい数字は分からんけど、150何万円かかりました。でも、この1万5,000枚の積算には80万円かかりましたという全協でそういうふうなね、あれやったんやけど、これ職員がしとるのに何で80万円要るわけ。ほんで、その80万円のお金はこん中に入っとんの。これあんた、施工業者やのに積算するんに80万円かかりましたというて前、この間全協で聞いたんですよ。職員がするのに、職員にほったら80万円払うたわけ。ちょっと、答弁お願いします。

○議長（住田英次） 暫時休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

大政まちづくり課長。

○まちづくり課長（大政邦弘） 失礼します。積算につきましては、先ほども申し上げましたように、すいません、事案が違うんですけども、まちづくり課の営繕係の宮内という者がしてますけども、数量の算出につきましては業者のほうで数量を上げてきてということで、打診をしたりとかそういう調査のお金が80万円かかったというお話になります。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） その業者というんはどこですか。この施工業者にその枚数を数えた分を払うたということですか。ほうか、もともと設計されたコンサルというんかな、設計会社に払うたいいうんか、この1万5,000枚数えるんに80万円要ったということ、数を数えるのに。今の答弁やったらね、課長、数を数えるのに80万円要ったということよね。1万5,000枚という枚数を数えるんに80万円要ったというその業者はどこに払うたんですか。

○議長（住田英次） 大政まちづくり課長。

○まちづくり課長（大政邦弘） 失礼いたします。請負業者はまさき建設でございますけども、たたいて調査するのは下請には出しておりますけども、その調査費用として工事請負費の中に調査費用として組み込んでおります。

(12番村井慶太郎議員「その追加に入っとんの、それが」の声あり)

○議長(住田英次) 大政まちづくり課長。

○まちづくり課長(大政邦弘) この中に入っております。

(12番村井慶太郎議員「もうわし3回やったかな。何回や」の声あり)

○議長(住田英次) 今ので3回です。

(12番村井慶太郎議員「まあええわ。また、今度ゆっくり。分かりました」の声あり)

ほかに質疑はありませんか。

14番加藤博徳議員。

○14番(加藤博徳議員) 今の答弁の中で、大事なところから重点的にチェックをしたというふうにあります、当然下に人が通るところかというのは最初から分かっとなんで、そこを重点的に見てなかった、後になって追加したちゅうふうなのは、当初の設計仕様がおかしかったということですか。

○議長(住田英次) 答弁できますか。

大政まちづくり課長。

○まちづくり課長(大政邦弘) 失礼いたします。今、加藤議員が申されました当初の設計のときの調査につきましては、足場を当時架けてまで調査することはしておりません。なぜかといいますと、令和4年に国土交通省からの指示がある定期的点検をしないといけないということで、足場を架けると経費が増しますので、そこは赤外線に基づく調査ということでさせていただいておりましたので、そこで数量に差が出てきてるという形になります。

○議長(住田英次) 加藤博徳議員。

○14番(加藤博徳議員) ということは、重点的なところまでは仕様書に入ってなかったのですかという質問だったんですけども。

○議長(住田英次) 暫時休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時45分 再開

○議長(住田英次) 再開いたします。

答弁構いませんか。

大政まちづくり課長。

○まちづくり課長(大政邦弘) 失礼します。先ほどの加藤議員の質問に対しての御回答をさせていただきます。お時間をおかけして申し訳ございません。

まず、令和4年に建築基準法に基づく特殊建築物の定期検査ということで調査をさせていただきました。そのときに、足場を架けると実際の工事するときに、また二重に足場の経費がかかるということで、国交省のほうで認められている赤外線調査ということで施設の全面調査はしております。その結果をもって設計を起こし、入札をして、請負業者が決定し、今回の工事の請負となってるわけなんですけども、国交省のほうの公共工事の発注者の役割解説書というものが出ておりまして、その中で、仮設足場が必要な調査については工事段階で実施しなさいということが合理的であるよということを示されております。そのことに基づき、今回の請負工事の中で打診調査を行い、危険な場所を確定し、その中でタイルの全面貼り替えとかエポキシ樹脂の注入という形の工事で分けて工事を進めております。なので、危険なところを当初に確定してなかったというわけではなくて、そういうふうな形の指針に基づき、足場を架けたときに調査をするということでやらせていただいております。

以上です。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） 足場の問題につきましては、江川団地のときにもそういう現象がありましたので、ああそういうことかなということとは理解しております。

しかし、今回の場合は、この赤外線なりでの危ないところの緑の部分がありますが、打診して危ないところの隣は大丈夫なんか、その隣はどうなんか、その範囲がどういう形での判断をなされて今回の枚数になったんか、逆に修復しとって分かってない部分が落下等によってけがしたら、何のためにこの補修をしたんかというのが問題になってこようと思うんですよね。そのあたり予測管理からしてみると、これだけの枚数を替えるんだったら全面改装にすべきという予測管理の下で、全面的にやり替えるというふうなんが正しい判断じゃないかと思うんですけれども、今回の部分的にこういうふうに替えていくという判断は、さっきも言いましたが、危ないところの何枚まではオーケーなんかという判断したんか、それと、それであれば全体的に予測管理としてもう全数替えな危ないぞという判断にならなかったかというところをお聞かせください。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） ただいまの加藤議員の質問に対して回答をさせていただきます。

今回の打診調査で全面を打診調査して、危険箇所をまず出しました。それが緑色の部分になります。隣の部分もちろん調査はしております。そして、今回12ページにありますところ、その立面図がついておると思うんですけれども、歩行者に危険が及ぶところ、落下して危険が及ぶところについて、今回貼り替えを行うものでございます。つまり、今回貼り替えを行う場所が一番危険な、災害時に通行人があつたりとかであると、落下した場合にけがするおそれがある場所でございます。その他の場所につきましては、棧があつたり

屋根であつたりひさしがある場所でございますので、まず落下する可能性がもうほとんどない場所でございます。そういう御理解でよろしいでしょうか。

○議長（住田英次） ほかに質疑はございませんか。
よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。
採決を行います。
議案第37号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案どおり可決されました。
お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をしました。
お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をしました。
以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。
閉会に当たり、町長より挨拶があります。
田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 令和7年第2回臨時会の閉会に当たりまして、議長の許可をいただきましたので御挨拶を申し上げます。

本日の議会に提案させていただきました全ての議案について適切な御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。早速、事業の実施に向けて全力で取り組み、松前総合文化センター中規模改修をはじめ、その他の早期完了を目指してまいりたいと思います。

議員各位におかれましては、御自愛をいただきますとともに、一層の御理解と御協力をお願い申し上げまして、簡単でございますが閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（住田英次） これにて令和7年第2回松前町議会臨時会を閉会します。

午前10時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 池 内 邦 仁

松前町議会議員 池 田 幸 子